

広島県告示第六百八十五号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があつたので、救急病院として認定した。

平成二十一年七月十六日

広島県知事 藤田雄山

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
医療法人厚生堂長崎病院	広島市西区三篠町一丁目 一一番一二二号	平成二四年七月一五日	更新